

## 意見書

鈴木 賢

明治大学法学部教授、北海道大学名誉教授

2020年3月2日

小職は台湾法、中国法を主な対象として比較法を研究する法学者であり、北海道大学法学研究科における25年の勤務を経て、2015年から現在まで明治大学法学部に奉職している。本意見書は去る2019年5月24日から台湾で施行された同性間の婚姻に関わる法律について、その制定に至る背景、法律制定を促した憲法裁判所(=司法院大法官)による憲法判断、制定された法律の概要、施行後の状況について概述し、本件訴訟の審理に参考意見を供するものである。

世界で27か国目、アジアでは初めて、2019年5月24日、わが国の隣国、台湾で同性間にも婚姻を成立させるための法律が施行された<sup>1</sup>。これで2001年にオランダから発した同性婚法制化の波は、欧州、北米、オセアニア、南米、アフリカへと広がり、ついにアジアにも到達した。日本を除く先進7か国(G7)でイタリアだけが同性パートナーシップ法に止まるほかは、他の5か国ですでに同性婚を法制化している。他方で一旦同性婚を導入した国で、異性間に限定する旧来の制度へと回帰した例は現れていない。

このように婚姻する相手の選択における性別による制限をなくし、当事者の婚姻の自由を拡大するのは、すでに世界的趨勢になっていると言ってよい。昨年の台湾における法律制定も、こうした法発展における国際的潮流のなかに位置づけることができる。

### 1 同性婚法の採択・施行

台湾では2016年ごろから同性婚法制化をめぐる国論を二分する激しい議論が闘わされ、いかなる立法形式により同性間の婚姻を法制化するか(民法改正によるか、それとも特別立法によるか)については、2018年11月24日に国民投票まで行われた。国民投票で示された特別法制定によるとの民意にしたがい、2019年5月17日、立法院本会議において「司法院积字第七四八号解释施行法」が可決された。つまり台湾では婚姻一般を規定する民法の改正ではなく、特別法を制定することをもって、同性間にも法的

---

<sup>1</sup> 鈴木賢「アジアで一番乗り、台湾で同性婚実現へ」法律時報89巻(2017年)9号4頁参照。

婚姻を成立させることとなった。

蔡英文總統の意を受けた行政院（内閣に相当、蘇貞昌院長）が、法案を立法院に提出し、政権党である民進党が立法院で圧倒的多数を占め、第3党の時代力量も支持していたとはいえ、採決の当日は楽観できない雰囲気は漂い、最後まで支持者たちをはらはらさせた。この法律によって成立する同性間の関係が「結婚」であることを明確に示すことになった第4条の採決結果は、賛成66票に対して、反対27票、棄権20票であった。野党国民党からも合計7名が賛成票を投じる一方、民進党からも反対、棄権などの造反者を出した。

同法の施行日となった2019年5月24日、離島の澎湖県と連江県を除くすべての自治体で、合計526組（女性341組、男性185組）の同性カップルが婚姻登録を行った。1日で500組を超える同性カップルが婚姻登録を行ったことから、婚姻平等化は台湾の同性愛者にとっては待ちに待ったものであったことが分かる。

## 2 台湾の憲法、憲法裁判所および家族法

台湾で同性婚法が制定されるに至ったのは、台湾の憲法裁判所に相当する司法院大法官が、司法院釈字第748号解釈（付録1参照）により立法機関に法改正（ないし制定）を命じたからである。この解釈で大法官は同性間に婚姻を成立させていない民法を、違憲と判断し、立法機関に同性間の婚姻を成立させるための法改正（ないし制定）を命じていた。そこで最初に台湾の憲法、大法官制度、民法親族編について簡単に紹介したい。

台湾の現行憲法は、1946年12月に中華民国が首都を置いていた中国南京で制定され、翌年から施行された中華民国憲法である。中国全体を統治していた国民党政権が共産党との内戦に敗れ、1949年、台湾へと敗走した結果、これ以降、この憲法は台湾だけで通用されることとなった。本件解釈に関連する婚姻の自由の根拠とされた第22条<sup>2</sup>、平等権を規定する第7条<sup>3</sup>は、台湾移転後一度も改正を経していない。この憲法は中華民国の遷台後、動員戡亂時期臨時條款、戒嚴令が施行されたことにより、長い間、適用が事実上停止されていた（それぞれ1991年、1987年に解除）<sup>4</sup>。しかし、1990年代以降、この憲法に増修条文を付加すること、また大法官が権威主義時代の法律について違憲判断を下すことにより、政治の民主化を推進した。憲法の全面改正を経ることなく民主化

<sup>2</sup> 憲法22条「凡そ人民のその他の自由及び権利は、社会秩序、公共の利益を害さない限り、いづれも憲法の保障を受ける」。

<sup>3</sup> 憲法7条「中華民国の人民は、男女、宗教、人種、階級、党派の別なく、法律上一律平等である」。

<sup>4</sup> 李仁淼「台湾」中村睦男ほか『世界の人権保障』（三省堂、2017年）161頁以下参照。

が可能だったのは、この憲法にはもともと近代立憲主義的諸価値が盛り込まれていたからに他ならない。

台湾において「憲法の番人」としての役割を果たすのが、15名の大法官からなる司法院大法官会議である<sup>5</sup>。大法官は法律、命令などと憲法との抵触の有無を審査する終局的権限を有する（司法院大法官審理案件法<sup>6</sup>4条1項2号）。大法官の憲法解釈は全国の各機関および人民に対して拘束力を有し、憲法と同等の効力をもち<sup>7</sup>、違憲とされた法律を失効させることができる。したがって、台湾の大法官は「抽象的規範統制型の憲法裁判所」に相当する。

大法官は15名から構成され、そのうち各1名が院長、副院長を兼任する（憲法増修条文5条1項）。その任命は総統が指名し、立法院がこれに同意することで決定される。2003年以後、任期は一律8年とされ、再任を許さないこととなった（同条2項）。ただし、院長、副院長を兼任する大法官には任期の保障はない（同条3項）。大法官は以下の5つの資格を有する者のなかから選任される（司法院組織法4条）。

- ①かつて最高法院の裁判官の職に10年以上あり、成績が卓越した者。
- ②かつて立法委員（国会議員）の職に9年以上あり、特別の貢献のある者。
- ③かつて大学で法律主要科目の教授の職に10年以上あり、専門的な著作を有する者。
- ④かつて国際裁判所の裁判官を務めたことのある、ないし公法学または比較法学の権威ある著作を有する者。
- ⑤法学を研究し、政治経験が豊富で声誉が卓越した者。

これら5つのカテゴリーのいずれかひとつに該当する者が、そのカテゴリーだけで定員の3分の1を超えてはならないとされている。本件解釈作成に実際に加わった14名の大法官のうち、司法院長で大法官会議の議長を務める許宗力をはじめ7名が大学教授などの法学研究者、7名が裁判官や検察官、弁護士出身の実務法曹から構成されていた。なお、台湾の大学では、ドイツやアメリカなど外国で長期の研究を経て、外国の大学で博士号を取得した上で、帰国して研究職に就くのが一般的となっている。

本件解釈によって違憲と判断された民法第4編親族は、1930年に中国南京で制定され、1931年から施行された（旧）中国法である。当時、台湾は日本植民地統治下にあ

<sup>5</sup> 鈴木賢「台湾における『憲法の番人』—大法官による憲法解釈制度をめぐって—」今泉慎也編『アジアの司法化と裁判官の役割』（アジア経済研究所、2012年）24頁以下参照。

<sup>6</sup> なお、2022年1月から本法に代わって、憲法訴訟法が施行され、大法官制度は大きく変革されることになっている。

<sup>7</sup> 蔡秀卿ほか『台湾法入門』（法律文化社、2016年）62頁参照。

り、台湾の人は本法の制定には関与していない。しかし、1945年日本の敗戦にと  
もない、日本の植民地だった台湾は国民党政権により接收され、台湾でも中華民国法が  
適用されるようになっていた。憲法同様、1949年以降、中華人民共和国の成立により  
台湾だけで効力を維持して今日に至る。民法典家族法は、1985年以降、家父長的性格  
の解消、男女平等化などのために、15回にもわたって改正を繰り返した。

台湾民法には婚姻を男女に限定することを明文で規定する条項は存在しない。しかし、  
婚約についての972条が「婚約は男女の当事者が自ら締結しけなければならない」と規  
定し、婚姻の効力、夫婦財産制、離婚の各規定では「夫」「妻」と当事者を呼称し、親  
子関係の規定では親を「父母」と称している。それゆえ学理上も、戸籍実務でも、民法  
上の婚姻は当然に男女に限定されるとの解釈をとってきた。たとえ性別を同じくする両  
名が婚姻登録を届け出ても、受理されず、同性間に婚姻を成立させることはなかった。

裁判所も同性間に婚姻を成立させるための法律上の根拠がないとして、戸政機関によ  
る同性間の婚姻登録申請の受理拒否を正当なものとしてきた。これまで同性間での婚姻  
成立を求める行政不服審査や行政訴訟を通じた当事者の訴えは、ことごとく阻まれてき  
た。こうして司法による婚姻平等化への残された道としては、民法の規定自体ないしそ  
の解釈が、大法官によって違憲とされて、法改正が実現するのを待つほかはなかったの  
である<sup>8</sup>。

### 3 大法官への憲法解釈要請

同性間に婚姻を成立させていない民法の合憲性についての判断を最初に大法官に求  
めたのは、2001年、同性婚運動の先駆者、祁家威であった。祁氏は婚姻届不受理につ  
いての違法性を争った行政不服審査、行政訴訟に敗訴し、最終手段として大法官へ憲法  
解釈を申請した。しかし、結果は、具体的に憲法にどのように反しているのかを指摘し  
ていないとして、門前払いとされた。

民法が改正されて、2008年から婚姻の成立が儀式婚主義から戸政事務所での登録制  
に変わった。祁氏はこれを機に2013年に再度、台北市万華区戸政事務所婚姻届を出  
そうとするが、またしても受理を拒否される。その後、不受理に対する行政不服審査を  
経て、台北高等行政法院、最高行政法院での行政訴訟でも敗訴となった。最高行政法院  
2014年9月25日判決（民国103年度判字第521号）は、以下のように述べて、婚姻  
登録を認めないとした原行政処分を維持した。

<sup>8</sup> 鈴木賢「台湾における性的マイノリティ『制度化』の進展と展望」比較法研究78号（2017年）238頁以下参照。

「婚姻制度は人格の自由に根ざし、人倫秩序の維持、男女平等、子どもの養育などの社会的機能を有する。民法が男女双方ではじめて結婚できると規定するのは、立法形成の空間<sup>9</sup>に属するものであり、立法者の婚姻、家族制度の維持に関わる価値判断を示すもので、上訴人が指摘する違憲の疑義ありとする点は認めがたい」。

そこで祁氏は台湾伴侶權益推動連盟の支援を受けて、2015年8月、2度目の憲法解釈申請を行う。さらに、2015年11月、祁氏から行政訴訟の被告として訴えられていた台北市政府が、憲法解釈の申請者に加わった。民法が同性間に結婚を成立させていないことについて憲法との抵触の有無につき、中央の内政部（総務省）、そして行政院（内閣）を経由して、大法官に解釈申請を行ったのである。

台北市は違憲の疑義があるとの立場を表明したが、申請を仲介した行政院法務部（法務省）からは、立法者の裁量権を尊重すべきとの反対の意見が付されていた。婚姻を異性間に限定することは、数千年来の人倫制度、礼俗規範にもとづき、結婚制度が達成しようとする人倫秩序、男女平等、子どもの養育などの社会的機能に合致し、同性間との異なる扱いには正当性があることを理由としていた。

大法官による憲法解釈の発動は解釈申請を前提とする。憲法解釈の申請者には以下5種類の主体がある（司法院大法官審理案件法第5条）。①中央および地方機関、②法人、市民ないし政党（憲法上の権利が不法に侵害されたとして提起した訴訟の終局裁判において適用された法律、命令に憲法との抵触につき疑義が生じた場合に申請しうる）、③総定員の1/3以上の立法委員、④最高法院、最高行政法院、⑤各クラスの裁判官。本件の場合、地方機関としての台北市（①）および市民としての資格で祁氏（②）から申請が出されていた。

憲法解釈の申請がなされると、まずは3名の大法官から構成される「審査小組」により審査の可否が審査される（司法院大法官審理案件法10条1項）。そこで審査要件を満たしているとされれば、大法官全体審査会で受理するかどうかを決定する。受理が決定されると、解釈文草案が作成され、最終的には大法官会議の議決にかけられる。本件の解釈申請については、国民党の馬英九政権下にあった2016年3月の大法官審査会では「決定猶予」とされていた。解釈申請があっても、受理するかどうかは、大法官の裁量に委ねられているのである。

総統選挙期間中（2015年秋）に同性婚支持を表明していた民進党の蔡英文氏が2016

---

<sup>9</sup> 「立法形成の空間」とは、立法機関による裁量に委ねられているとの意味。

年 1 月、総統に当選し、政権交代が起きたことで、この局面は大きく変化する。総統選挙で当選した蔡英文氏は、同年 5 月 20 日に総統に就任した。その後、同年 10 月に立法院の賛同を得て、7 名の大法官を新たに任命し、大法官のなかから許宗力氏が司法院長に就いた。政権交代を経て改組された司法院大法官は、一転、同年 11 月に本件を受理することを決定したのである<sup>10</sup>。2017 年 2 月 10 日、大法官会議は解釈を行うことを公表し、3 月 24 日には異例の口頭弁論を開き、解釈申請者およびその代理人、関係機関代表者、学識経験者を招集して、公開で弁論を行わせた。口頭弁論の様子はインターネットを通じてライブ中継された。最終的に解釈は同年 5 月 24 日、司法院积字第 748 号解釈として公表された。

#### 4 司法院积字第 748 号解釈の論理

本件解釈は解釈文および解釈理由書からなり、他に黄虹霞大法官による一部反対意見、呉陳鑑大法官による反対意見が付されている<sup>11</sup>。黄瑞明大法官<sup>12</sup>は自ら回避し、評議に加わらなかったため、多数意見 12：反対意見（一部反対を含む）2 という賛成多数で決着した。異例なことに英文プレスリリースも同時に公表された。解釈文の全文邦訳は以下の通りである。

「民法第 4 編親族第 2 章婚姻の規定は、性別を同じくする兩名については、共同生活を営む目的のために、親密性および排他性ある永続的な結合関係を成立させていない。この限りにおいて、憲法第 22 条が保障する人民の婚姻自由および第 7 条が保障する人民の平等権の趣旨に反している。関係機関は本解釈公布の日から 2 年以内に、本解釈の趣旨にしたがって関係する法律を改正ないし制定しなければならない。いかなる方式により婚姻自由に対する平等な保護を達成するかについては、立法形成の範囲に属する。期限が過ぎても関係する法律を改正ないし制定しなかった場合には、性別を同じくする兩名につき上述のような永続的な結合関係を成立させるために、上述の婚姻章の規定にしたがって、二人以上の証人が署名した書面を持参することで、戸政機関において結婚登録をなし得るものとする。」（傍点は引用者）

<sup>10</sup> 以上の経緯については、湯徳宗「台湾大法官积字第 748 号解釈解析」（北海道大学での講演会、2019 年 12 月 14 日）3 頁参照。

<sup>11</sup> 司法院大法官公式サイト <http://cons.judicial.gov.tw/jcc/zh-tw/jep03/show?expno=748>。

<sup>12</sup> その配偶者（尤美女氏）が、民進党の立法委員として同性婚法制化の先頭に立っていたためと推測される。

ついで以下では、こうした結論を導いた解釈理由書を分析する。いくつかのポイントに区分し、まず原文を引用したうえで、その要点を整理し、意味するところを解説する。解釈理由書の全文邦訳は末尾に付録させる。

(1) 立法裁量論を排して、司法が決着させる理由

【解釈理由書】

「このように祁家威が立法、行政、司法の責任機関に同性婚姻権を獲得すべく求めてから、すでに 30 年を経過している。」

「立法院で十余年の審議を経ているが、同性婚にかかわる法案の立法手続を完成させることができないでいる。」

「本件要請は同性に性的指向が向かう者に自主的に結婚する相手を選択する自由があるかどうか、異性に性的指向が向かう者と同様に婚姻自由を平等に保護されるかどうかにかかわり、激しい論争的な社会的、政治的テーマとなっていたもので、本来は民意機関が民情を踏まえて、全局を考慮し、折衝協調し、適時に立法（ないし法改正）により対応するのが適切である。然るに立法（ないし法改正）による決着がいつになるかが見通せず、本件要請者の人民の重要な基本権の保障にかかわることから、本院は憲法上の職責を尊重し、本院釈字第 585 号および 601 号解釈の趣旨を参照し、人民の基本的権利の保障および自由民主、憲政秩序など憲法上の基本的価値の擁護の観点から、適時に拘束力のある司法判断を下すこととした。」

【解説】

以上に引用した解釈理由書では、大法官がなぜこれまでの裁判所の判決のように、立法裁量論をとって憲法判断を回避せず、自ら憲法判断を示すことにしたかが書かれている。その論理の連鎖は以下のように整理できる。

①本件解釈の申請者、祁家威が 1986 年以來、立法、行政、司法機関に対して繰り返し同性間の婚姻を求めてから、30 年以上の時間が経過していること。

②2006 年以來、立法院には同性間の婚姻を法定するための法案が 7 つ提出され、10 年以上も経過しながら、いつ採択されるか見通せない状況にあること。

③激しい論争的な社会的、政治的テーマとなっているので、本来は民意機関（立法院たる立法院）が立法によって対応すべき問題である。

④立法による決着には見通しが立たず、申請者の重要な基本権にかかわることであること、人民の基本的権利および自由民主、憲政秩序などの価値擁護の観点から、拘束力

ある司法判断を下すこととする。

大法官は同性婚を法定すべきかどうかは政治的争点となっており、本来なら民主的正統性のある議会における決定に委ねるべきであるとしつつ、現実には問題の決着が長引いており、今後も短期的な見通しが立たないこと、加えて婚姻する権利の重要性に鑑みて、敢えて司法部がこれに決着を付けるとしているのである。立法部門の審議を飛び越して、安易に憲法判断によって決着をつけたのではなく、司法部門は慎重な検討の末にこうした結論を出したものであることが分かる。

## (2) 同性間の婚姻を規定しない民法は婚姻の自由を保障した憲法に違反

### 【解釈理由書】

「婚姻適齢にある配偶者のいない者は、本来結婚の自由を有しており、それには『結婚するかどうか』と『誰と結婚するか』の自由が含まれる（本院釈字第 362 号解釈参照）。この自己決定は人格の健全なる発展および人間の尊厳の護持にかかわり、重要な基本権（a fundamental right）であり、憲法第 22 条の保障を受けるべきである。性別を同じくする両名が共同生活を営むという目的により、親密性、排他性のある永続的な結合関係を成立させても、性別を異にする両名に婚姻章第 1 節から第 5 節の婚約、結婚、婚姻の通常効力、財産制および離婚などの規定を適用することには影響がないばかりか、異性婚が構築してきた既存の社会秩序を変更することもない。そればかりか性別を同じくする両名の婚姻の自由が、法律により正式に承認されれば、異性婚とともに社会を安定させる基盤となりうる。さらに婚姻の自由に鑑みるに、人格の健全なる発展および人間の尊厳の護持にかかわり、上述の親密で、排他的な永続的結合関係を成立させる必要性、能力、意欲、渴望などの生理的、心理的要素について言うなら、その不可欠性は、同性に性指向が向かう人と異性に性指向が向かう人の間に何ら違いもなく、いずれも憲法第 22 条の結婚する自由を保障されるべきである。現行婚姻章の規定は、性別を同じくする両名に共同生活を営むことを目的に、親密性、排他性ある永続的結合関係を成立させておらず、これは明らかに立法上の重大な瑕疵である。この限りにおいて憲法第 22 条が保障する人民の婚姻する自由の趣旨と食い違っている。」

### 【解説】

以上に引用した解釈理由書では、「婚姻の自由」が憲法 22 条に規定する「その他の自由」に含まれ、それが同条の保障を受ける基本権であることを確認した上で、にもかかわらず現行の法律が同性に性指向が向く人の婚姻を成立させていないことを「立法上の



瑕疵」とし、そうした瑕疵ある立法を憲法 22 条に反するとしている。その論理の流れは以下のように整理することができる。

①婚姻適齢にある配偶者のいない者には結婚の自由があり、それには「結婚するかどうか」「誰と結婚するか」の自由を含む。

②結婚の自由は人格の健全なる発展、人間尊厳の護持にかかわる重要な基本権 (a fundamental right) であり、憲法第 22 条の保障を受ける。

③同性間に親密性、排他性、永続性ある結合関係を成立させても、異性婚が構築してきた既存の社会秩序を変更しないし、かえって社会を安定させる基盤ともなりうる。

④同性に性指向が向く人にとっても、婚姻の自由は同様に不可欠である。

⑤同性間に結婚を成立させないことは、立法上の重大な瑕疵であり、憲法第 22 条に違背する。

こうした論理により台湾の大法官は、同性愛者から婚姻の自由を奪う民法を憲法第 22 条に反すると判断するに至ったのである。

### (3) 性的指向を基準とした差別は平等権に違反

#### 【解釈理由書】

「憲法第 7 条は以下のように規定する。『中華民國国民は、男女、宗教、人種、階級、党派の別なく、法律のもとで一律に平等である』。本条は明文で 5 種類の差別禁止事由を掲げているが、これは例示に過ぎず、限定列举ではない。他の事由、例えば心身障害、性的指向などを分類の基準として、差別的な扱いをすることも、本条の平等権の規律の範囲内にある。

現行婚姻章が一男一女の永続的な結合関係だけを規定し、性別を同じくする両名に同様の永続的結合関係を成立させていないのは、性的指向を分類の基準として、同性に性的指向が向く者の婚姻の自由を相対的に不利にする差別的扱いである。憲法第 22 条の保障する婚姻の自由は人格の自由、人間の尊厳と密接に関連し、重要な基本権にあたる。併せて性的指向とは変更しがたい個人的特徴 (immutable characteristics) であり、その原因には恐らく生理、心理的要因、生活経験および社会的環境などを含むであろう[1]。現在、世界保健機構、汎米保健機構 (WHO アメリカ事務局) [2]および国内外の重要な医学組織[3]は、いずれも同性の性的指向を疾病ではないと認めている。わが国では同性に性的指向が向かう人は、かつては社会的伝統や習俗に受け入れられず、長い間クローゼットのなかに閉じ込められてきた。さまざまな事実上ないし法律上の排斥に遭い、

差別を受けてきた。また、同性に性的指向が向かう人は人口構造の要因により、社会的に孤立し隔絶された少数派であった。さらに、ステレオタイプなイメージの影響により、政治的に弱い立場におかれ、通常の民主的手続を通じてその法律上の劣勢な地位を回復することを期待するのは難しかった。性的指向を分類の基準としてなされる差別的扱いには、より厳格な審査基準を適用して、その合憲性を判断すべきである。重要な公共の利益を追求することを目的とするものでなければならぬほか、その手段と目的の間に実質的な関連性がなければ、憲法第7条の保障する平等権の趣旨には符合しないものと言うべきである。」

#### 【解説】

以上に引用した解釈理由書では、民法が性的指向を基準として異なる扱いをしていることを、憲法第7条の平等権の要請に反し、差別に当たるとの判断を示している。その前提として性的指向が自分の意思では変更しがたい資質であるとの前提に立つ。その際、理由書脚注1では2015年アメリカ連邦最高裁のObergefell判決<sup>13</sup>を引用している点が注目される。Obergefell判決は同性間の婚姻を認めないとする州法を連邦憲法に反するとし、これにより全米で同性間の婚姻が合法化されたものである。台湾の大法官はこのアメリカ連邦最高裁の判決を引用することで、本件解釈がアメリカ連邦最高裁の判決を参照していることを示唆していると読むことができる。

本件解釈は以下のような推論を経て、同性間に婚姻を成立させない民法を平等権に反する違憲の立法であると結論づけた。

①憲法第7条が規定する平等権には、性指向による差別も含んでいる（差別禁止事由は例示的列挙に過ぎない）。

②民法婚姻規定が異性間にだけ婚姻を成立させているのは、同性に性指向が向く者に不利な差別的扱いである。

③性指向は変更しがたい個人的特徴であり、疾病でもないのに、社会的、法律的に排除され、差別を受けてきた。

④同性愛者はマイノリティであり、政治的弱者であり、民主的手続で法律上の劣勢を挽回することは困難である。

⑤性指向による差別的扱いは、厳格な審査基準によって合憲性を判断すべきで、重要な公共利益の追求を目的とし、手段と目的の間に合理的な連関性がない限り、憲法第7

---

<sup>13</sup> 石田若菜「LGBTと家族—同性婚の禁止は憲法に違反するか」谷口洋幸編著『LGBTをめぐる法と社会』（日本加除出版社、2019年）145頁参照。

条の平等権保障に符合しない。

#### (4) 婚姻制度の目的との関係

##### 【解釈理由書】

「国の立法が異性婚を規律しているという事実、それから婚姻制度が形成されていることにつき、その考慮要素は多方面にわたる。例えば、婚姻について後代の延続を保障する機能があると考えられることがあるが、実はその観点はもとより根拠がなくはない。然るに婚姻章では異性の両名が結婚するに、必ず出産する能力があることを要件とは規定していない。また、結婚後、子どもを産めない、ないしまだ子どもを産んでいないことをもって、婚姻無効、婚姻を取消しうる、あるいは離婚判決をする事由とも規定していない。後代を延続させることは結婚の不可欠の要素ではない。性別を同じくする両名の間では、自然には子どもをもうけることができないが、これは性別を異にする両名が客観的に子どもを産めないか、主観的に子どもを産まないことと結果は同じなのである。故に後代を延続させることができないことをもって、性別を同じくする両名に結婚させないというのは、明らかに非合理的な差別的扱いである。婚姻を基本的倫理秩序の護持、例えば、婚姻適齢、単一配偶者、近親婚の禁止、貞操義務および扶養義務などの護持のためにあると考えても、そのような考えは正当なものであろう。もし性別を同じくする両名に婚姻章の実質的、形式的要件の規定にしたがい、法律上の婚姻関係を成立させ、婚姻関係存続期間中および終了後、双方に権利義務規定を遵守することを求めても、現行の異性婚制度が構築した基本的倫理秩序になんら影響するものではない。基本的倫理秩序を護持することを理由に、性別を同じくする両名に結婚を認めないとすれば、明らかに不合理的な差別的扱いとなる。こうしたことはいずれも憲法第7条が保障する平等権の趣旨と符合しない。」

##### 【解説】

以上に引用した解釈理由書では、出産育児を婚姻の目的と捉えること（婚姻＝出産育児目的論）で、同性間の婚姻を承認しないとす論理を明確に否定し、これを理由に同性間に婚姻を成立させない法を差別に当たるとして、違憲と判断している。それは以下のような推論による。

まず婚姻制度の目的は後代を延続させることではないし、結婚の不可欠の要素でもないとする。子どもを持たないことは異性間でも許されているのであり、婚姻＝出産育児目的論を理由に同性間の婚姻を否定することは、不合理的な差別的扱いに当たる。加えて、同性間に婚姻を成立させても、異性婚が構築した基本的倫理秩序には影響はないし、そ

それを理由に同性婚を認めないのは、不合理な差別的扱いとなるとする。

どの国でも婚姻制度=出産育児目的説は、同性婚を承認すべきではない「論拠」として頻繁に動員されてきた。台湾では婚姻には「数千年来変わることなく生殖繁衍を核心とする内涵」があったとして、本解釈後もなお、同性婚法制化を批判する者もいる<sup>14</sup>。解釈理由書は、これに対して異性婚にとっても出産育児は不可欠の要素ではないゆえ、それを同性婚否定の理由にはできないし、それにもかかわらず同性婚を否定するならば、それは差別にあたるとしたのである。さらに、同性間に婚姻を成立させたからといって、伝統的異性婚の倫理秩序はびくともしないと断じた。

こうして本件解釈は、出産育児目的説と伝統家族崩壊説という同性婚反対論が依拠してきた二大「論拠」をきっぱり斥けたのである。

#### (5) 2年の猶予期間

##### 【解釈理由書】

「本件の複雑性および論争性、ないし立法での審議が比較的長時間必要であることを踏まえると、立法がさらに延びて、規範欠如の違憲状態が無期限に続いてしまうことを避けるため、関係機関は本解釈公布の日より2年以内に、本解釈の趣旨にそって関係する法律の修正ないし制定を完成させなければならない。いかなる種類の形式（例えば、婚姻章の改正、民法親族編に別に章を設ける、特別法を制定する、ないし他の方法）により、性別を同じくする両名が、共同生活を営むことを目的として、親密性、排他性のある永続的結合関係を成立させ、婚姻自由の平等な保護を達成するかは、立法形成の範囲内にある。期限を越えても、法律の修正ないし改正が完了しない場合、性別を同じくする両名は共同生活を営むことを目的として、親密性、排他性のある永続的結合関係を成立させるために、婚姻章の規定にもとづき、2人以上の証人が署名した書面を持参し、戸政機関において結婚登録をすることができるものとする。両名の間に法律上の配偶者としての効力を発生させるよう登録し、配偶者としての権利を行使させ、配偶者としての義務を負担させる。」

##### 【解説】

本件解釈は同性間で婚姻を成立させない民法を違憲と判断し、立法機関に法改正ないし制定を命じたが、それだけではいつまでたっても立法措置がとられない可能性を排除できない。そこで本件解釈から2年以内に立法措置をとることを立法機関に義務づけた

<sup>14</sup> 林菊枝原著・呉煜宗重訂『台湾親属法論』（新学林出版、2017年）158頁。

のである。そしてさらに、それを徒過してもなお立法措置がとられない場合に備えて、その場合には、現行法にもとづいて同性間の婚姻登録を受理すべきことを行政機関に命じた<sup>15</sup>。こうして違憲状態の迅速かつ確実な解消を求めているのである。

ただし、いかなる法形式によって同性間の婚姻の自由を保障するか、すなわち民法を改正するのか、あるいは民法とは別に特別立法を行うのかについては、立法機関の裁量に委ねるとした（原文では「立法形成範囲」と表現する）。立法権への過度な介入を避けるため、具体的な法形式については立法府の裁量を尊重することとして、均衡を図ろうとしたものと思える。

最終的には、立法院が 2019 年 5 月 17 日に司法院积字第 748 号解释施行法を採択することで、本件解釈にしたがった立法措置がとられたのである。

#### （6）異性婚などへには影響がないこと

##### 【解釈理由書】

「現行婚姻章の異性婚制度についての当事者の身分および関係する権利、義務関係は、本解釈によって変更を生じない。また、本件は婚姻章の規定について、性別を同じくする両名に、共同生活を営む目的のために、親密性、排他性のある永続的結合関係を成立させていないことが、憲法第 22 条が保障する婚姻自由および第 7 条が保障する平等権に反しないかどうかについて解釈を行うのみで、他の部分には及ぶものでないことを、ここに明らかにする。」

##### 【解説】

以上に引用した解釈理由書は、本件解釈の最後の部分にあたり、本件解釈の射程について述べている。本件解釈が示されたことで、異性婚には影響がないこと、そして同性のカップルの関係についてだけ解釈を示したに過ぎないことを断っている。これは同性のカップルを超える問題、すなわちその子どもや親族との関係には及ぶものではないことを意味するものであろう。したがって、本件解釈は同性カップルとは血縁関係にない者を養子とすることやカップルの親族との法的関係など、両当事者を超える問題については判断を示していないのである。そのため後述するように司法院积字第 748 号解释施行法は、民法の婚姻に関する規定のすべてを同性カップルに準用させているわけではないのである。

---

<sup>15</sup> この点については「立法院の権限に対する過度な介入にならないか、疑問が残る」との指摘もある。松井直之「台湾における同性婚の憲法適合性」比較憲法学研究 31 号（2019 年）88 頁参照。

## 5 国民投票による立法形式の選択

こうして本件解釈により遅くとも 2019 年 5 月 24 日までには、同性間の婚姻が始まることが確定し、同性婚をめぐる争いは完全に決着したかに見えた。大法官の憲法解釈は全国のすべての国家機関、国民に拘束力があり、憲法と同等の効力を持ち、いかなる機関も、いかなる方法によっても、これを覆すことは不可能とされているからである。ところが同性婚に反対する勢力は、国民投票をしかけ、民意によってこれを阻止しようとする大逆転作戦に出た。折しも 2017 年 12 月には国民投票法が改正され、立法機関に法制定を義務づける国民投票のハードルが大幅に引き下げられていた。これは 2016 年に政権に返り咲いた民進党が、台湾独立の可否を国民投票で決する選択肢を確保するために行ったのであったが、同性婚反対派は同性婚阻止にこれを使うという挙に出たのである。

2018 年 1 月から「下一代幸福連盟」(Coalition for the Happiness of our Next Generation、下福盟と略称) という団体が中心となって、同性婚の可否を国民投票によって決しようとする運動が始められた。キリスト教の教義から出発し、婚姻を男女間に限定することを、家族を愛すること、家族の価値、子どもの明るい未来を守ることと結びつけ、幼い子どもを育てる親たちの支持を取り付けようとするところに特徴がある。下福盟は、婚姻の定義、義務教育段階での LGBT 教育の可否、同性カップルの法的保障にかかわる 3 つの国民投票について署名集めに成功し、国民投票の実施を確定させた。2018 年 11 月 24 日、統一地方選挙と同日に実施された国民投票では、同性婚にかかわるいわゆる「愛家公投」が実施された。国民投票において賛否を問う投票文は以下のような文言であった。

国民投票⑩「あなたは民法婚姻の規定を一男一女の結合に限定すべきことに賛成ですか？」

国民投票⑪「あなたは民法婚姻の規定以外のその他の形式によって性別を同じくする二人が永続的に共同生活を送る権利利益を保障することに賛成ですか？」

反対派は本音では同性婚実現を阻止したかったと思われるが、748 号解釈と正面から抵触する内容で国民投票を行うことを中央選挙会が許さなかった。そのため同性間の婚姻成立のための立法形式として民法改正によるのか、それとも民法以外の特別法制定によるのかを問うほかはなかった。危機感を深めた同性婚推進派も、「平権公投小組」(レ

ズビアンであることをカムアウトしている台北市議会議員、苗博雅氏ら）を結成し、反対派に対抗するための国民投票を行うべく、急遽、署名集めを行った。ボランティアの若者たちが街頭に立って署名を募ったところ、わずか 37 日間で 28 万筆を大きく上回る署名を獲得し、以下のような国民投票実施にこぎつけた。

国民投票⑭「あなたは民法婚姻章により性別を同じくする二人が婚姻関係を構築することを保障することに賛成ですか？」

こうして民法による同性婚法定の可否をめぐる、反対派、推進派の両陣営から提起された合計 3 項目につき、国民投票が実施された。その結果、同性婚推進派は以下のようにすべての項目で大惨敗に終わった（票数は千以下を四捨五入）。こうした結果に終わった背景には、キリスト教会を主体とする反対派による大規模な宣伝キャンペーンが展開され、多くの国民がそれに影響されたことがあると考えられる。

【表 1】立法形式をめぐる国民投票の結果（2018 年 11 月 24 日）

	投票内容	賛成票	反対票	投票率	結果
⑩	民法婚姻を男女に限定	766 万 (72.5%)	291 万 (27.5%)	55.8%	○
⑫	特別法による同性カップル法的保障	640 万 (61.1%)	407 万 (38.9%)	55.8%	○
⑭	民法による同性婚	338 万 (32.7%)	695 万 (67.2%)	55.4%	×

反対派が提起した国民投票は、有権者数の 1/4（約 465 万票）を大きく超えて、採択されたのに対して、推進派の方はこれを超えることはできず、不採択となった。とくに民法婚姻の規定は一男一女に限定すべきとする⑩で、賛成が 766 万票も得たことは、推進派に大きなショックを与えた。近年の世論調査では、同性婚に賛成する意見が過半数を超えるようになっていたことから、この結果は推進派にとっては思いがけないものであった。

国民投票の結果は立法機関を拘束するとされるので、立法院は 748 号解釈と国民投票の両者を満足させる細い道を探る必要に迫られたのである。

## 6 同性婚法の概要と特徴

そこで 748 号解釈および国民投票の結果の両方を満足させる案として行政院によって考えられたのが、「司法院釈字第 748 号解釈施行法」という法案名であった。「婚姻」という名称を法案名に使わず、しかし実質的には同性婚を成立させるための苦肉の特別立法が提案されたのである。最終的に 2019 年 5 月 17 日に第三読会を通過した 27 カ条からなる法律は、以下のような内容であった（付録 2 参照）。

本法により形成される関係については、第 2 条が「性別を同じくする二人が、共同生活を営むことを目的として、親密性及び排他性ある永続的な結合関係を成立させることができる」と規定した。反対派に批判の口実を与えないようにするため、748 号解釈で使われた言い回しを引き写している。本法では「第 2 条関係」という用語が繰り返し使われ、これがこの法律でのキー概念となっている。その上でこの同性の結合関係が戸政機関において「結婚」として登録することができることとされた（4 条）ことで、同性間でも婚姻が可能とされた。

当事者間の関係においては、ほぼ異性の夫婦と同様の法的効力が及ぼされている。同居義務（11 条）、居所の決定（12 条）、日常家事代理（13 条）、生活費用・家事の分担（14 条）、夫婦財産制準用（15 条）、関係終了事由（17 条）、相互の法定後見（21 条）、扶養義務（22 条）、配偶者相続権（23 条）、民法およびその他の法律における配偶者、夫婦、結婚などの規定の一律準用（24 条）などである。24 条によって社会保障、税制、刑事法、ドメスティック・バイオレンス、在留資格など、各種の法のなかに埋め込まれた夫婦としての権利、利益はすべて同性間にも準用される。

他方で 748 号解釈が射程から外していた子どもの問題では、異性婚との差異を残している。例えば、同性カップルには嫡出推定が準用されない。養子縁組では一方の実子を他方が養子にする連れ子養子だけが認められ（20 条）、他人の子を共同で養子に迎えることを認める規定はない。同性カップルによる人工生殖技術の利用の可否についても未確定なままである。今回の立法では、大法官解釈が命じていないことには、手を付けなかったのである。

反対派がおもにキリスト教会の人たちであることに配慮して、以下のような規定もおかれた。「いかなる者又は団体も法にもとづいて信教の自由及びその他の自由権を有し、本法の施行により影響を受けることがない」（26 条）。

台湾人と外国籍の同性パートナーの間の結婚については、相手の国の法律が同性婚を法制化している場合に限り、結婚が可能となる（涉外民事法律適用法 46 条）。したがって、同性婚法のない国の国民たる日本人は、台湾人同性パートナーと結婚することはできない。この問題は異性婚との大きな違いとして残された課題となっている。



## 7 同性婚法施行後の状況

司法院积字第 748 号解释施行法の施行により、台湾では 2019 年 5 月 24 日から同性間でも婚姻登録が受け付けられるようになった。このため内政部が毎月公表している婚姻統計では、同年 5 月以降、結婚組数の欄が、「異なる性別間」と「同じ性別間」のふたつに分けられた。約半年後の 2019 年末までに、「同じ性別間」の結婚登録は、全国合計で 2939 組（女性 2011 組、男性 928 組）に達した（内政部統計 <https://www.ris.gov.tw/app/portal/346>）。また離婚にあたる終止登録は同期間に 110 組（女性 50、男性 60）あった。

2019 年に登録された同性間の結婚件数の多い自治体は下表の通りである。2019 年末までに 1 組も同性婚登録のなかった自治体は、中国にもっとも近い離島・馬祖群島（登録人口約 1 万 3000 名）を管轄する連江県だけとなった。

【表 2】台湾における同性間の婚姻数 2019 年統計 全国および 6 直轄市  
（出典：内政部人口統計資料）

	結婚計	女女	男男	終止計	女女	男男
全国	2939	2011	928	110	60	50
新北市	614	400	214	16	11	5
台北市	484	297	187	7	6	1
高雄市	396	248	148	17	7	10
台中市	348	262	86	12	7	5
桃園市	290	203	87	12	6	6
台南市	189	146	43	8	3	5

全国レベルでみると、女男比はほぼ 2 : 1 で、女性カップルが男性カップルの組数の倍を上回る。ところが関係解消カップルでは、女性カップル 60 組に対して、男性カップルも 50 組とあまり差がない。台湾においては女性カップルの方が結婚志向が明らかに強く、しかも関係も安定していることを示している。

2019 年 10 月 26 日に開催されたアジア最大の LGBT パレードである第 13 回台湾 LGBT パレードを迎えるにあたり、台湾のふたりの政治リーダーがコメントを発表している。ひとり同性婚法案を立法院に提案した行政院長（首相に相当）の蘇貞昌が、動画を通して以下のように国民に直接肉声で訴えた。

「特別法施行から5ヶ月経過しましたが、おじいさんも、おばあさんもいなくなっています。子どもはお父さんをやっぱりお父さんと呼んでいますし、お母さんをお母さんと呼んでいます。社会に混乱は起きていないし、私たちの生活には何も影響はありません。単に同性愛者に歩むべき道を開き、すべての国民の婚姻の自由が同様に法的保障を受けるようになっただけです。」

「私たちはみな一つの国の人間です。私たちはみな台湾というこの土地の上に共に暮らしています。私たちは人に尊重してもらいたいなら、自分も人を尊重しなければなりません。人が自分と違ったとしても、私たちは互いに尊重し、平等に対応しなければなりません。こうして初めて台湾を互いに尊重し合い、互いに受け入れ合い、平等で進歩的に国にすることができるのです。」

また、蔡英文総統は同日、自身の Facebook で以下のようなコメントを出している。

「あの日以降、私たちの元々の家族は変わらず幸せです。元々の婚姻も変わらず美しく、元々の信仰も自由なままです。ただ違うのは、より多くの人と一緒に幸せを抱くことができるようになったことです。」「すべての人が互いに思いやり、互いを寛容に受け入れることに感謝すれば、争いが見えなくなり、幸せがやってきます。」

このように同性間の婚姻の可否をめぐる最後まで激しい社会的対立が続いてきた台湾で、2019年5月24日から同性間に婚姻を成立させるようになった。同性間の婚姻が法制化されたことにもない、同年5月以降、行政院内政部の婚姻統計データが「異性間」と「同性間」に分かれて記載されるようになった。今日までとりたたて社会に混乱や弊害が生じているという情報は確認できない。

## 履 歴 書

氏名 鈴木 賢 (すずき・けん)

現職 明治大学法学部教授、北海道大学名誉教授

### 学歴

1985年 北海道大学法学部卒業

1987年 北海道大学大学院法学研究科民事法専攻修士課程卒業

1990年 北海道大学大学院法学研究科民事法専攻博士課程単位取得退学

### 職歴

1990年4月 北海道大学法学部助手 (～1990年12月31日まで)

1991年1月 北海道大学法学部助教授 (～1998年6月30日まで)

1998年7月 北海道大学法学部 (その後、大学院法学研究科に配置換え) 教授 (～2015年3月31日まで)

2015年4月 明治大学法学部教授 (～現在)

### 学位

1987年 修士 (法学) (北海道大学)

1991年 博士 (法学) (北海道大学)

### 主要業績

『現代中国相続法の原理——伝統の克服と継承』(単著) 1992年、成文堂

『中国にとって法とは何か——統治の道具から市民の権利へ』(共著) 叢書／中国的問題群3 (共著)、2010年、岩波書店

『要説 中国法』(共著) 2017年、東京大学出版会

『世界の人権保障』(共著) 2017年、三省堂

『現代中国法入門』第8版 (共著)、2019年、有斐閣

司法院釈字第748号解釈

2017年5月24日

【同性兩名の婚姻自由事件】

解釈文

民法第4編親族第2章婚姻の規定は、性別を同じくする兩名については、共同生活を営む目的のために、親密性と排他性ある永続的な結合関係を成立させていない。この限りにおいて、憲法第22条が保障する人民の婚姻自由および第7条が保障する人民の平等権の趣旨に反している。関係機関は本解釈公布の日から2年以内に、本解釈の趣旨にしたがって関係する法律を改正ないし制定しなければならない。いかなる方式により婚姻自由に対する平等な保護を達成するかについては、立法形成の範囲に属する。期限が過ぎても関係する法律を改正ないし制定しなかった場合には、性別を同じくする兩名につき上述のような永続的な結合関係を成立させるために、上述の婚姻章の規定にしたがって、二人以上の証人が署名した書面を持参することで、戸政機関において結婚登録をなし得るものとする。

解釈理由書

本件要請者の一方、台北市政府は戸籍登録業務主管機関(戸籍法第2条参照)であり、管轄する戸政事務所が性別を同じくする兩名による結婚登録の申請業務を扱い、民法第4編親族第2章婚姻(以下、婚姻章と称する)の規定および内政部2012年5月21日台内字第1010195153号函(以下、係争函と称する。函は法務部から2012年5月14日に転送された法律字10103103830号函)につき、憲法第7条、第22条および第23条の規定と抵触するとの疑義を生じたことから、上級機関である内政部を通じて行政院に転送され、行政院から本院に解釈の要請があったものである。婚姻章の規定についての解釈要請部分は、司法院大法官審理案件法(以下、大審法と称する)第5条第1項第1号および第9条の規定に符合するので、これを受理すべきである。もう一方の要請者、祁家威は戸政事件にかかわって最高行政法院2014年度判字第521号判決(確定終局判決)が適用した民法第972条、第973条、第980条および第982条の規定が、憲法が保障する人格権、人間の尊厳、家族を形成する自由権を侵害し、憲法第7条、第22条、第23条および憲法増修条文第10条第6項の規定と抵触する疑義があるとして、解釈の要請を行った。大審法第5条第1項第2号の規定に符合するので、これを受理すべ

きである。上述の2件の解釈要請はいずれも婚姻章の規定が憲法に抵触するのではないかとの疑義であることから、併合して審理する。本院は大審法第13条第1項の規定により、2017年3月24日に口頭弁論を行った。

要請者、台北市政府は婚姻章の規定は憲法第7条、第22条および第23条の規定部分に抵触していると主張した。その理由を略述すれば、以下の通りである。性別を同じくする人民の間の結婚を禁止し、人民の婚姻自由に含まれる相手を選択する自由を制限するものである。然るにその目的の重要性、手段と目的の関連性は、いずれも上述の制限を正当化するには足りず、憲法第23条の比例原則に符合しない。性的指向による差別的扱いには、厳格な審査基準を採用すべきである。性別を同じくする人同士が結婚することを禁止することは、重要な公益を達成することと実質的に関連する手段ではなく、婚姻章の関連する規定は人民の憲法第22条が保障する婚姻の自由および第7条が保障する平等権を侵害するものであるなどとする。

要請者、祁家威は民法第972条、第973条、第980条および982条の規定は、憲法第7条、第22条、第23条および憲法増修条文第10条第6項の規定に抵触すると主張する。その理由を略述すれば、以下の通りである。一、婚姻の自由は人が人格を発展させ、人間の尊厳を実現するうえでの基本的権利であり、配偶者選択の自由は婚姻自由の核心であり、憲法第22条の保障を受ける。その制限は憲法第23条の要件に符合していなければならない。然るに同性婚を制限することは、重要な公益的目的を達成することができないだけではなく、目的と手段の間にも実質的正当性を欠き、憲法第22条および第23条の規定に反する。二、憲法第7条でいう「男女」あるいは憲法増修条文第10条第6項でいう「性別」とは、性別、性的自認および性的指向を包括する。性的指向をもって分類の基準とする差別的扱いには、より厳格な審査基準を採用すべきである。同性婚の制限をもって出産を奨励する手段とすることは、その手段と目的の間に実質的関連性を欠いており、平等権の趣旨に反すると考えるべきである。三、憲法増修条文第10条第6項は国に対して「性別」による差別を解消し、両性の地位の実質的平等を積極的に促進する義務を課している。立法者は固より立法によって積極的に同性結婚権を保障すべきであるのに、長期にわたり消極的で不作為のままであり、すでに立法懈怠となっているなどとする。

関係機関たる法務部は概ね以下のように述べる。一、司法院大法官がこれまで解釈、承認してきた「婚姻」とは、いずれも一夫一婦、一男一女の結合である。「性別を同じくする者の中で婚姻を締結する自由」は、憲法第22条が保障する婚姻自由の範疇にあるとは言いがたい。同性カップルの権利・利益については、立法手続にしたがい、適切な法制化をはかる方法により保障するのが適当である。二、民法とは私人間の社会的交

際を規律する「社会的自律の法」であり、親族法制は実態が先に存在するという特色を尊重しなければならない。「婚姻における私的自治」には、立法機関に広い裁量の余地が与えられている。婚姻に関する規定は、立法者が「一夫一婦の婚姻制度の社会秩序」を考慮し、婚姻制度に対する保護にもとづき制定したもので、人倫秩序の護持、男女平等および子どもの養育などの社会的機能を有し、かつひいては家族と社会の基礎をなすものである。その目的はまったく正当であり、婚姻制度を護持するという目的の達成と合理的な連関があり、立法者の恣意ではない。婚姻章の規定は違憲には当たらないなどとする。

関係機関たる内政部は概ね以下のように述べる。当該部は戸籍登録業務を主管する機関である。結婚要件の審査は民法主管機関たる法務部の解釈文書の趣旨にしたがって処理している。婚姻章の規定が違憲かどうかについては、法務部の意見を尊重するなどとする。

関係機関たる台北市万華区戸政事務所は概ね以下のように述べる。民法主管機関である法務部の解釈文書によれば、婚姻章の規定する婚姻は、一男一女の結合関係に限っている。これらの規定が違憲かどうかについては、大法官解釈によるべきであるなどとする。

本院はすべての弁論の趣旨を斟酌し、要請者の婚姻章の関係規定についての解釈要請につき、本解釈を作成した。理由は以下の通りである。

要請者、祁家威は1986年「迅速な立法によって同性間の婚姻の合法化を望む」ことを理由に、立法院に対して請願を提起した。当該院司法委員会全体委員会議での討議を経て、司法院の代表の意見（おおよそ以下のように述べる。「…婚姻の結合関係は、単に情欲を満足させるためだけにあるのではなく、この制度は、この他、常に国のため社会のために新たな人的資源を提供するという役割があり、国や社会の生存、発展に関係し、これと情欲を満足させるためだけのものとは異なる…。」）、法務部の代表の意見（おおよそ以下のように述べる。「同性婚とわが国民法の一男一女の結婚の規定は食い違っており、社会の善良なる風俗に違背し、わが国情、伝統文化とも符合しないので、議案とする必要はない…。」）をも参酌して、（立法院は）以下のように審査決議を行った。

「本件請願事項は議案とする必要はない…。また、立法院1986年第77会期第37回会議で議決されている（立法院1986年6月28日議案関係文書総第527号、人民請願案第201号の330参照）。その後、祁家威は法務部および内政部に対しても請願を行ったが、回答は得られなかった。法務部は1994年8月11日に発布した（83）法律決字第17359号函で以下のように述べている。「わが国民法は結婚の当事者について必ず一男一女でなければならないとしており、直接的な明文規定はないものの、わが国の学者

は結婚の定義としては、いずれも“終生の共同生活を目的とした一男一女の適法な結合関係”と考えており、さらに同性の結合は、わが国民法が言うところの婚姻ではない…。また、わが国民法親族編の多くの規定も、両性の結合関係を基礎とした概念の上に構築されている…。したがって、わが国現行民法で言う『結婚』とは、必ず一男一女の結合関係であり、同性の結合はこれには含まれない」（当該部 2012 年 1 月 2 日法律字第 10000043630 号函、2012 年 5 月 14 日法律字第 10103103830 号函、2013 年 5 月 31 日法律字 10203506180 号函、いずれも同趣旨参照）。祁家威は 1998 年には台湾台北地方法院に結婚を公証するよう求めたが、拒否され、司法救済を申し立てなかった。2000 年には再度、当該法院に結婚の公証を行うよう請求したが、拒否され、審級救済手続を通じて、本院に解釈を要請した。本院は 2001 年 5 月、本件要請は法院が裁判で適用する法律ないし法令が憲法と抵触する点を具体的に明示していないとして、不受理の決定をしている。祁家威は重ねて 2013 年に台北市万華区戸政事務所において結婚登録の申請をなしたが、これを拒まれたため、行政訴訟を提起した。2014 年 9 月、最高行政法院の判決で請求棄却され、判決が確定したのち、2015 年 8 月に本院に解釈を要請した。このように祁家威が立法、行政、司法の責任機関に同性婚姻権を獲得すべく求めてから、すでに 30 年を経過している。

さらに、2006 年には立法委員、蕭美琴などが立法院に初めて「同性婚姻法」草案を提出したが、多数の立法委員の支持を得られず、審査に回されることがなかった。ついで 2012 年および 2013 年に婚姻平等運動団体が検討した関連する法律改正の提案が、立法委員、尤美女などおよび鄭麗君などの支持を獲得して、それぞれ民法親族編の一部条文の改正草案、および民法親族、相続編の一部改正草案として提出され、初めて司法および法制委員会での審査に付された。その後、公聴会が開催されて各方面から意見が聴取されたものの、最終的には立法委員の任期満了により審議完了には至らなかった。2016 年に立法委員、尤美女などが民法親族編一部条文改正草案を提出し、時代力量政党提案、立法委員、許毓仁、蔡易餘などがそれぞれ異なるバージョンの草案を提出した。同年 12 月 26 日に司法および法制委員会で、これらの草案は初回の審議を通過した。しかし、いつ本会議での審議手続に入れるかは、見通しが立っていない。立法院で十余年の審議を経ているが、同性婚にかかわる法案の立法手続を完成させることができないでいる。

本件要請は同性に性的指向が向かう者に自主的に結婚する相手を選択する自由があるかどうか、異性に性的指向が向かう者と同様に婚姻自由を平等に保護されるかどうかにかかわり、激しい論争的な社会的、政治的テーマとなっていたもので、民意機関が本来は民情を踏まえて、全局を考慮し、折衝協調し、適時に立法（ないし法改正）により

対応するのが適切である。然るに立法（ないし法改正）による決着がいつになるかが見通せず、本件要請者の人民の重要な基本権の保障にかかわることから、本院は憲法上の職責を尊重し、本院釈字第 585 号および 601 号解釈の趣旨を参照し、人民の基本的権利の保障および自由民主、憲政秩序など憲法上の基本的価値の擁護の観点から、適時に拘束力のある司法判断を下すこととした。そこで権力間の相互尊重の原則にもとづき、果敢に受理することを決議し、かつ期日を定めて口頭弁論を開き、上述の憲法上の争点につき本解釈を作成する。

本院はこれまで「一夫一婦」「一男一女」に関係する解釈に言及してきたが、その原因事実を見るに、いずれも異性婚の文脈で行った解釈であったことが分かる。たとえば、釈字第 242 号、第 362 号および第 552 号の解釈は、いずれも民法の重婚の効力規定に関する例外的場合にかかわるもので、釈字第 554 号解釈は姦通罪の合憲性にかかわり、釈字第 647 号解釈は法律上の婚姻関係が成立していない異性パートナーが配偶者としての租税優遇を受けることができないとするもので、釈字第 365 号解釈は父権優先条項に関する解釈である。本院は性別を同じくする両名が結婚できるかどうかについては、いまだ解釈を行ったことがない。

婚姻章第 1 節婚約の第 972 条は以下のように規定する。「婚約は、男女の当事者が自らこれを執り行わなければならない」。婚約が必ず男女の両当事者により将来婚姻関係を成立させようとする自主的な合意にもとづかなければならないと明定している。第 2 節結婚第 980 条から第 985 条までにおいて、婚姻の実質ないし形式要件については、男女の当事者により自ら締結しなければならないとは重ねて規定していない。然るに第 972 条が当事者が将来結婚することを内容とする婚約では、一男一女だけが締結できると限定しているので、結婚当事者にも同様の解釈をすべきということになるのであろう。さらに婚姻章の婚姻当事者に関する呼称、権利、義務についての「夫妻」に対応する規定を参酌するに、当該章の規定は結婚を異なる性別の男女の結合関係に限るとしているのは明らかである。結婚登録業務の中央主管機関である内政部は民法の主管機関である法務部の「婚姻は終生の共同生活を目的とする一男一女の適法な結合関係である」との解釈文書（法務部 1994 年 8 月 11 日（83）法律決字第 17359 号函、2012 年 1 月 2 日法律字第 10000043630 号函、2012 年 5 月 14 日法律字第 10103103830 号函、2013 年 5 月 31 日法律字第 10203506180 号函参照）にもとづいて、結婚登録申請の個別事例については形式審査を行うよう、地方の戸政主管機関に通達している。地方の戸政主管機関はこのため同じ性別の両名による結婚登録の申請を認めず、同性の両名間では法律上の婚姻関係を成立させていない。

婚姻適齢にある配偶者のいない者は、本来結婚の自由を有しており、それには「結婚



するかどうか」と「誰と結婚するか」の自由が含まれる（本院釈字第 362 号解釈参照）。この自己決定は人格の健全なる発展および人間の尊厳の護持にかかわり、重要な基本権（a fundamental right）であり、憲法第 22 条の保障を受けるべきである。性別を同じくする両名が共同生活を営むという目的により、親密性、排他性のある永続的な結合関係を成立させても、性別を異にする両名に婚姻章第 1 節から第 5 節の婚約、結婚、婚姻の通常効力、財産制および離婚などの規定を適用することには影響がないばかりか、異性婚が構築してきた既存の社会秩序を変更することもない。そればかりか性別を同じくする両名の婚姻の自由が、法律により正式に承認されれば、異性婚とともに社会を安定させる基盤となりうる。さらに婚姻自由に鑑みるに、人格の健全なる発展および人間の尊厳の護持にかかわり、上述の親密で、排他的な永続的結合関係を成立させる必要性、能力、意欲、渴望などの生理的、心理的要素について言うなら、その不可欠性は、同性に性指向が向かう人と異性に性指向が向かう人の間に何ら違いはなく、いずれも憲法第 22 条の結婚する自由を保障されるべきである。現行婚姻章の規定は、性別を同じくする両名に共同生活を営むことを目的に、親密性、排他性ある永続的結合関係を成立させておらず、これは明らかに立法上の重大な瑕疵である。この限りにおいて憲法第 22 条が保障する人民の婚姻する自由の趣旨と食い違っている。

憲法第 7 条は以下のように規定する。「中華民國国民は、男女、宗教、人種、階級、党派の別なく、法律のもとで一律に平等である」。本条は明文で 5 種類の差別禁止事由を掲げているが、これは例示に過ぎず、限定列挙ではない。他の事由、例えば心身障害、性的指向などを分類の基準として、差別的な扱いをすることも、本条の平等権の規律の範囲内にある。

現行婚姻章が一男一女の永続的な結合関係だけを規定し、性別を同じくする両名に同様の永続的結合関係を成立させていないのは、性的指向を分類の基準として、同性に性的指向が向く者の婚姻の自由を相対的に不利にする差別的扱いである。憲法第 22 条の保障する婚姻の自由は人格の自由、人間の尊厳と密接に関連し、重要な基本権にあたる。併せて性的指向とは変更しがたい個人的特徴（immutable characteristics）であり、その原因には恐らく生理、心理的要因、生活経験および社会的環境などを含むであろう<sup>1</sup>。

---

<sup>1</sup> 例えば、世界精神医学会（World Psychiatric Association; 略称 WPA）が 2016 年に発した「性自認と同性への性的指向、関心および行為に関する立場の声明」（WPA Position Statement on Gender Identity and Same-Sex Orientation, Attraction, and Behaviours）では、性的指向をもって生まれたものと認識し、生物、心理、発展的社会的要因などによって決定されるとしている（innate and determined by biological, psychological, developmental, and social factors）（以下、参照 [http://www.wpanet.org/detail.php?section\\_id=7&content\\_id=1807](http://www.wpanet.org/detail.php?section_id=7&content_id=1807)、最終訪問日 2017/5/24）。アメリカ連邦最高裁は、*Obergefell v. Hodges*, 576 U.S. \_\_ (2015), 135 S. Ct. 2584,

現在、世界保健機構、汎米保健機構（WHO アメリカ事務局）<sup>2</sup>および国内外の重要な医学組織<sup>3</sup>は、いずれも同性の性的指向を疾病ではないと認めている。わが国では同性に性的指向が向かう人は、かつては社会的伝統や習俗に受け入れられず、長い間クローゼットのなかに閉じ込められてきた。さまざまな事実上ないし法律上の排斥に遭い、差別を受けてきた。また、同性に性的指向が向かう人は人口構造の要因により、社会的に孤立し隔絶された少数派であった。さらに、ステレオタイプなイメージの影響により、政治的に弱い立場におかれ、通常の民主的手続を通じてその法律上の劣勢な地位を回復

---

2596(2015) 事件において、近年の精神科医師およびその他の専門家が、性的指向を人間の正常な性的表現であり、かつそれは変更が難しいことを認めている（Only in more recent years have psychiatrists and others recognized that sexual orientation is both a normal expression of human sexuality and immutable.）（当該判決全文は以下、参照）。

[https://www.supremecourt.gov/opinions/14pdf/14-556\\_3204.pdf](https://www.supremecourt.gov/opinions/14pdf/14-556_3204.pdf), 最終閲覧日 2017/5/24)。

<sup>2</sup> 世界保健機構が 1992 年に出版した「疾病および健康問題に関する国際統計分類」第 10 版 The Tenth Revision of the International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems, ICD-10) 2016 年の修正版第 5 章ではなお「F66 性の発展と性的指向に関連する心理および行為異常」(Psychological and behavioural disorders associated with sexual development and orientation) という疾病分類を残しているが、ここで明確に「性的指向自体は異常と見なすべきではない」(Sexual orientation by itself is not to be regarded as a disorder.)

(参照 <http://apps.who.int/classifications/icd10/browse/2016/en#/F66>, 最終閲覧日 2017/5/24) と指摘している。汎アメリカ保健機構（世界保健機構アメリカ事務局）(Pan American Health Organization, Regional Office of the WHO) が発布した「存在しない疾病に対する治療

“CURES” FOR AN ILLNESS THAT DOES NOT EXIST) という文書には、明確に「現在の専門家の共通認識では、同性愛は人類の性行為のうちの自然かつ、異なるタイプのものに過ぎない」(There is a professional consensus that homosexuality represents a natural variation of human sexuality...) と記し、かつ同性愛のいかなる個別的表象も異常ないし疾病を構成するものではなく、治療の必要性もない（当該文書は以下参照）。

[http://www.paho.org/hq/index.php?option=com\\_docman&task=doc\\_view&gid=17703&Itemid=2057](http://www.paho.org/hq/index.php?option=com_docman&task=doc_view&gid=17703&Itemid=2057), 最終閲覧日 2017/5/24) 。

<sup>3</sup> 外国の医学組織については、前掲註 1 に挙げた世界精神医学会が発布した「性自認と同性への性的指向、関心および行為に関する立場の声明」のほか、アメリカ心理学会 (American Psychological Association) が 2004 年に発布し、2010 年に再確認した「性的指向と婚姻」(Sexual Orientation and Marriage) は、1975 年以来、心理学者、精神医学者がいずれも同性への性的指向を精神疾患とはせず、精神疾患の症状とは見ていない（当該文書については以下参照）。

<http://www.apa.org/about/policy/marriage.aspx>, 最終閲覧日 2017/5/24)。

国内の医学組織では、台湾精神医学会が 2016 年 12 月に発表した「性別／性的指向グループの権利・利益の平等と同性婚姻平等化を支持する立場表明」で、非異性愛の性的指向、性行為、性自認およびパートナーシップは、精神疾患ではないし、人格発展の欠陥でもないどころか、人間発展の多様性の正常な表れであり、同性への性的指向自身は心理機能に障害をもたらすものではなく、治療の必要もないとする ([http://www.sop.org.tw/Official/official\\_27.asp](http://www.sop.org.tw/Official/official_27.asp), 最終閲覧日 2017/5/24)。台湾児童青少年精神医学会は 2017 年 1 月に「性別平等に関する立場表明」において、いかなる性的指向もすべて正常であり、病態でも偏りでもないとしている（本文書については以下参照）。

[http://www.tscap.org.tw/TW/News2/ugC\\_News\\_Detail.asp?hidNewsCatID=8&hidNewsID=131](http://www.tscap.org.tw/TW/News2/ugC_News_Detail.asp?hidNewsCatID=8&hidNewsID=131), 最終閲覧日 2017/5/24)。

することを期待するのは難しかった。性的指向を分類の基準としてなされる差別的扱いには、より厳格な審査基準を適用して、その合憲性を判断すべきである。重要な公共の利益を追求することを目的とするものでなければならぬほか、その手段と目的の間に実質的な関連性がなければ、憲法第7条の保障する平等権の趣旨には符合しないものと言うべきである。

国の立法が異性婚を規律しているという事実、それから婚姻制度が形成されていることにつき、その考慮要素は多方面にわたる。例えば、婚姻について後代の延續を保障する機能があると考えられることがあるが、実はその観点はもとより根拠がなくはない。然るに婚姻章では異性の両名が結婚するに、必ず出産する能力があることを要件とは規定していない。また、結婚後、子どもを産めない、ないしまだ子どもを産んでいないことをもって、婚姻無効、婚姻を取消する、あるいは離婚判決をする事由とも規定していない。後代を延續させることは結婚の不可欠の要素ではない。性別を同じくする両名の間では、自然には子どもをもうけることができないが、これは性別を異にする両名が客観的に子どもを産めないか、主観的に子どもを産まないことと結果は同じなのである。故に後代を延續させることができないことももって、性別を同じくする両名に結婚させないというのは、明らかに非合理的な差別的扱いである。婚姻を基本的倫理秩序の護持、例えば、婚姻適齢、単一配偶者、近親婚の禁止、貞操義務および扶養義務などの護持のためにあると考えても、そのような考えは正当なものであろう。もし性別を同じくする両名に婚姻章の実質的、形式的要件の規定にしたがい、法律上の婚姻関係を成立させ、婚姻関係存続期間中および終了後、双方に権利義務規定を遵守することを求めても、現行の異性婚制度が構築した基本的倫理秩序になんら影響するものではない。基本的倫理秩序を護持することを理由に、性別を同じくする両名に結婚を認めないとすれば、明らかに不合理な差別的扱いとなる。こうしたことはいずれも憲法第7条が保障する平等権の趣旨と符合しない。

本件の複雑性および論争性、ないし立法での審議が比較的長時間必要であることを踏まえると、立法がさらに延びて、規範欠如の違憲状態が無期限に続いてしまうことを避けるため、関係機関は本解釈公布の日より2年以内に、本解釈の趣旨にそって関係する法律の修正ないし制定を完成させなければならない。いかなる種類の形式（例えば、婚姻章の改正、民法親族編に別に章を設ける、特別法を制定する、ないし他の方法）により、性別を同じくする両名が、共同生活を営むことを目的として、親密性、排他性のある永続的結合関係を成立させ、婚姻自由の平等な保護を達成するかは、立法形成の範囲内にある。期限を越えても、法律の修正ないし改正が完了しない場合、性別を同じくする両名は共同生活を営むことを目的として、親密性、排他性のある永続的結合関係を成

立させるために、婚姻章の規定にもとづき、2人以上の証人が署名した書面を持参し、戸政機関において結婚登録をすることができるものとする。両名の間には法律上の配偶者としての効力を発生させるよう登録し、配偶者としての権利を行使させ、配偶者としての義務を負担させる。

現行婚姻章の異性婚制度についての当事者の身分および関係する権利、義務関係は、本解釈によって変更を生じない。また、本件は婚姻章の規定について、性別を同じくする両名に、共同生活を営むため目的のために、親密性、排他性のある永続的結合関係を成立させていないことが、憲法第22条が保障する婚姻自由および第7条が保障する平等権に反しないかどうかについて解釈を行うのみで、他の部分には及ぶものでないことを、ここに明らかにする。

要請者、台北市政府が別に係争函により違憲の疑義ありとして解釈を要請している部分については、当該文書が内政部から台北市政府が受理した性別を同じくする両名の申請した結婚登録を認めるべきかどうかにかかる個別案件の回答文書であり、これは命令ではないので、法にもとづけば憲法解釈要請の客体とはなり得ないものである。大審法第5条第2項の規定にもとづき、これを受理すべきではないことを、申し添える。

大法官會議主席 大法官 許宗力  
大法官 蔡焜燉 陳碧玉 黃璽君 羅昌發  
湯德宗 黃虹霞 吳陳鏞 蔡明誠  
林俊益 許志雄 張瓊文 詹森林  
黃昭元

(黃瑞明大法官は本件の審理を回避した)

翻訳 鈴木 賢 (明治大学法学部教授、北海道大学名誉教授)

司法院釈字第748号解釈施行法（2019年5月17日立法院通過）

中華民國108（2019）年5月22日

華總一義字第10800051951号

第1条【立法目的】

司法院釈字第748号解釈を施行するために、特に本法を制定する。

第2条【同性結合関係】

性別を同じくする二人が、共同生活を営むことを目的として、親密性及び排他性ある永続的な結合関係を成立させることができる。

第3条【結婚適齢】

①18歳未満の者は、前条の関係を成立させることができない。

②未成年者\*が前条の関係を成立させるには、法定代理人の同意を得なければならない。

第4条【手続】

第2条の関係を成立させるには書面をもってこれを行い、二人以上の証人が署名し、双方当事者が司法院釈字第748号解釈の趣旨および本法にもとづき、戸政機関において結婚登録を行うことができる。

第5条【禁婚範囲】

①以下に列記する性別を同じくする親族との間では、第2条関係を成立させることができない。

一、直系血族及び直系姻族。

二、傍系血族四親等以内の者。但し、養子縁組によって成立した四親等傍系血族で、世代の位取りが同じ者は、この限りではない。

三、傍系姻族五親等以内の者で、世代の位取りが異なる者。

②前項の直系血族及び直系姻族についての第2条関係成立についての制限は、養子縁組関係の成立によって直系親族となった場合において、縁組関係終了後も、同様にこれを適用する。

第6条【後見人・被後見人間の例外】

性別を同じくする後見人と被後見人は、後見関係存続中において、第2条関係を成立させることはできない。但し、被後見人の父母が同意した場合は、この限りではない。

第7条【重婚禁止など】

①配偶者のある者又は第2条関係をすでに成立させている者は、他の者と重ねて第2条関係を成立させることはできない。

②一人の者が同時に二人以上の者と第2条関係を成立させること、又は同時に二人以上の者と民法が定める結婚及び第2条関係を成立させることはできない。

③すでに第2条関係を成立させている者は、重ねて他の者と民法が定める結婚ができない。

#### 第8条【無効原因】

①第2条関係につき以下の事情の一つがある場合、無効とする。

一、第4条の方式を備えていない場合。

二、第5条の規定に反する場合。

三、前条第1項ないし第2項の規定に反する場合。

②前条第3項の規定に反する場合、その結婚は無効とする。

③民法第988条第3号但書き及び第988条の1の規定は、第1項第3号および前項の場合にこれを準用する。

#### 第9条【取消原因】

①第2条関係を成立させ第3条第1項の規定に反する場合、当事者又はその法定代理人は、裁判所に対して取消を請求することができる。但し、当事者がすでに当該項が定める年齢に達している場合は、取消を請求することはできない。

②第2条関係を成立させ第3条第2項の規定に反している場合、法定代理人は裁判所に対してこれを取消すことを請求できる。但し、その事実を知った日から6ヶ月を経過するか、又は第2条関係を成立させた後、1年を経過した場合には、取消を請求することはできない。

③第2条関係を成立させ第6条の規定に反する場合、被後見人又はその最も近い親族は、裁判所に対してこれを取消すことを請求することができる。但し、第2条関係が成立して1年を経過した場合は、取消を請求することができない。

#### 第10条【無効・取消の効果】

第2項関係が無効ないし取消された場合、その子の親権の酌定及び後見、損害賠償、扶養費の給付及び財産の取戻については、民法第999条及び999条の1の規定を準用する。

#### 第11条【同居義務】

第2条関係の当事者双方は互いに同居義務を負う。但し、同居できない正当な理由がある場合は、この限りではない。

#### 第12条【住所決定】

第2条関係の当事者双方の住所は、双方がこれを協議する。協議をしていないか、協議が整わない時には、裁判所に申請してこれを決することができる。

#### 第13条【日常家事代理】

①第2条関係の当事者双方は日常家事において、互いに代理人となる。

②第2条関係の当事者の一方が前項の代理権を濫用した時には、他方はこれを制限することができる。但し、善意の第三者に対抗することはできない。

#### 第14条【生活費用・家事分担】

①第2条関係の当事者双方の家庭生活にかかる費用は、法律又は契約で別に定めない限り、当事者双方がそれぞれの経済的能力、家事労働又はその他の事情に応じて分担する。

②前項の費用によって発生した債務は、当事者双方が連帯して責任を負う。

#### 第15条【夫婦財産制の準用】

第2条関係の当事者双方の財産制については、民法親族編第2章第4節の夫婦財産制の規定を準用する。

#### 第16条【関係終了】

①第2条関係は当事者双方の合意によって終止させることができる。但し、未成年者は法定代理人の同意を得なければならない。

②前項の終止は、書面によってこれをなし、2人以上の証人の署名を要し、併せて戸政機関で終止の登録を行わなければならない。

#### 第17条【関係終止事由】

①第2条関係の当事者双方の一方に以下の事情の一つがある場合、他方は裁判所に対して第2条関係の終止を請求することができる。

一、他の者と重ねて民法上の結婚又は第2条関係を成立させる。

二、第2条関係の相手方以外の者と合意の上、性交渉があった。

三、第2条関係の一方が他方に対して同居に堪えられない虐待を行った。

四、第2条関係の一方が他方の直系親族を虐待するか、又は第2条関係の一方の直系親族が他方を虐待し、共同生活を送るに堪えられない状況となった。

五、第2条関係の一方が悪意で他方を遺棄し、それが継続した状況にある。

六、第2条関係の一方が他方を殺害しようとした。

七、重大な不治の病がある。

八、生死不明が3年以上続いている。

九、故意の犯罪により、有期懲役6ヶ月以上の刑が確定した。

②前項以外の重大な事由により、第2条関係が維持しがたくなった場合、双方当事者

の一方はこれを終止させることを請求することができる。

③第1項第1号、第2号の場合に、請求権を有する一方が、事前に同意又は事後に宥恕、このことを知ってから6ヶ月を経過、又はその事情が発生してから2年を経過したときには、終止の請求はできない。

#### 第18条【関係終止手続】

第2条関係の終止につき裁判所の調停又は裁判所の和解が成立した場合、第2条関係は消滅する。裁判所は職権により所管の戸政機関に通知する。

#### 第19条【関係終止の効果】

第2条関係が終止するにあたり、その子の親権の酌定及び看護、損害賠償、扶養費の給付及び財産取戻については、民法第1055ないし第1055条の2、第1056条ないし第1058条の規定を準用する。

#### 第20条【連れ子養子縁組】

第2条関係の一方が他方の実子を養子とするときには、民法養子縁組に関する規定を準用する。

#### 第21条【法定後見人についての配偶者の規定準用】

民法第1111条ないし第1111条の2の配偶者に関する規定は、第2条関係の当事者双方にこれを準用する。

#### 第22条【扶養義務についての配偶者の規定準用】

第2条関係の双方当事者の間の扶養につき、民法第1116条の1、第1117条第1項、第1118条の但書き、第1118条の1第1項及び第2項、第1119条ないし第1121条の規定を準用する。

#### 第23条【相続権についての配偶者の規定準用】

①第2条関係の当事者双方は相互に相続する権利を有し、法定相続人となり、民法相続編の相続人に関する規定を準用する。

②民法相続編の配偶者に関する規定は、第2条関係の双方当事者にこれを準用する。

#### 第24条【総則、債権の配偶者、夫婦、結婚、婚姻の規定準用】

民法総則編及び債権編の配偶者、夫婦、結婚及び婚姻の規定は、第2条関係にこれを準用する。

②民法以外のその他の法規の配偶者、夫婦、結婚又は婚姻に関する規定、及び配偶者又は夫婦関係から生じる規定は、第2条関係にこれを準用する。但し、本法又はその他の法規が別段の規定をする場合は、この限りではない。

第25条【家事事件法適用】 第2条関係に起因して生じる争いは、家事事件とし、家事事件法の関係規定を適用する。



第 26 条【信教の事由との関係】

いかなる者又は団体も法にもとづいて信教の自由及びその他の自由権を有し、本法の施行により影響を受けることがない。

第 27 条【施行日】

本法は中華民國 108 年\*\*5 月 24 日より施行する。

(訳註)

\* 台湾法では成年年齢は満 20 歳 (民法 12 条)。

\*\* 中華民國 108 年は西暦 2019 年。

(翻訳 鈴木 賢 明治大学教授)